

4高文連第107号の2

令和4年5月23日

各加盟校長 様

京都府高等学校文化連盟
会 長 松井 佳代美
(京都府立鴨沂高等学校長)

京都府高等学校文化連盟主催行事等に係る「特別警報」等発表時の対応の一部改訂
について（通知）

平素は、本連盟諸事業に格別の御理解・御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本連盟では、4月13日付け4高文連第59号の2「京都府高等学校文化連盟主催行事に係る「特別警報」等発表時の対応について」にて、「特別警報」等発表時の主催事業等の取扱いについて通知しているところですが、令和3年5月の災害対策基本法改正等を踏まえ、別添のとおり見直しを行いました。

つきましては、生徒の参加並びに教員等の派遣について適切に対応いただきますようお願いいたします。

京都府高等学校文化連盟事務局
TEL075-746-3497 FAX075-746-3498

京都府高等学校文化連盟主催行事等に係る
「特別警報」等発表時の対応について
(令和4年5月23日改訂)

1 気象警報等発表時について

- (1) 特別警報発表時は「ただちに命を守る行動をとること」が前提となるため、行事等は中止する。
また、暴風警報発表時も同様とする。
- (2) 大雨、高潮、津波、暴風雪、大雪、洪水警報の発表時は、会場地や参加生徒の地域性を考慮し、生徒及び教員等の安全を最大限に確保できるよう配慮し、実施判断する。

2 気象警報等の解除時について

特別警報が解除され警報等に切り替えられても、「その後の土砂崩れや河川の決壊等により道路、交通網が遮断されるなど生徒等の移動に危険が及ぶ可能性が高いこと」が想定されるため、確実に安全が確認されるまで実施しない。

3 その他

- (1) 会場地に「緊急安全確保（警戒レベル5）」または「避難指示（警戒レベル4）」が発令されている場合、事業等を中止する。
- (2) 会場地の気象条件に一切の支障が無い場合においても、参加生徒の居住地における警報等の発表の有無について確認した上で実施する。
- (3) 大会実施中に特別警報が発表され、速やかに事業を中止した場合は、参加生徒の移動に係る安全等を十分に確認した上で、引率教員の指導のもと帰宅指示をする。
- (4) 行事等の実施に当たっては、事前に気象状況等を確認し、必要に応じて「事業等の中止・延期」の決定手順等を周知する。